

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

令和4年4月18日から令和4年5月12日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

建設部 土木課及び河川港湾課

#### (2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切に執行されているかどうかを主眼に監査を行った。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 土木課

ア 物品管理事務において、収入印紙の出納簿が作成されていなかった。

【物品管理要綱第10条】

イ 道路占用に関する工事において、工事完了届が提出されていないものが散見された他、工事完了後、直ちに提出されていないものがあつた。 【道路管理規則第6条】

#### (2) 河川港湾課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものが散見された。

【契約規則第13条】

(イ) 契約書に契約保証金に係る記載がないものがあつた。

【契約規則第27条】

イ 報奨金交付事務において、実績報告が活動終了後1箇月までに報告されていないものがあつた。 【河川愛護活動報奨金交付要綱第6条】